

提出された意見の概要とそれに対する市の考え方

案 件 名：あきる野市地域保健福祉計画

募 集 期 間：令和7年1月15日（水）～令和7年1月28日（火）

意見等提出件数：1件（提出者1名）

あきる野市地域保健福祉計画（案）に対する意見募集にご意見ありがとうございました。

以下のとおり、ご意見の概要と市の考え方について、ご紹介させていただきます。

No	項 目	意見の概要	市の考え方
1	1.「計画」立案・策定と実施・推進の主体と地域住民	1) 当然のことながら、この計画を立案・策定し、実施・推進する主体は地方自治体としてのあきる野市（行政）です。しかし、「計画（案）」を読んでも、このことが継起されていません。社会福祉協議会と「連携」し（p5）、市民と「協働」する（p38）のは、行政です。 基本理念の文言は、「第2次あきる野市総合計画」にあわせてください。 ⇒p2・11を以下のように改めてください。 「本市の保健・福祉に関する総合的な施策の指針となるものであり…」	本計画は各分野別計画における施策を推進していくための理念となる計画であることを分かりやすく表現するため、「本市における保健・福祉に関する施策を推進するための総合的な指針となるものであり…」と改めます。
		⇒p38基本理念の表現を改めてください。 ⇒「基本理念 みんなが支え合い、育ち合う<u>まちづくり</u>を」	基本理念につきましては、第2次あきる野市総合計画の基本理念4「お互いが支え合い、育て合うまちづくりを進めよう」の考え方を基に、あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会で検討を重ねました。その結果、目指す姿を基本理念とすることとし、「みんなが支え合い、育ち合うまち」といたしました。
		⇒p38 12/110を以下のようにあらためてください。 「…市は、自助・互助・共助も大切にして市民と協働する<u>まちづくり</u>を推進することで…」	ご指摘の文章につきましては、前計画に記載のある基本理念の説明となります。

	2)「第4章施策の展開」で、「市民のみんなができること」「市が取り組むこと」を明記したことは、「地域共生社会」を市民みずからが主体的に参加してつくりあげようという願いの表れでしょう。一人一人の幸せと福利の増進のために、市民がそれぞれに力を尽くすのは当然です。市民は地方自治体を組織し、市議会や市長にその実現のための仕事を委託しており、この「計画（案）」は市（行政）の責務を果たすためのものです。 「市が取り組むこと」を明らかにし、「市民みんな」の理解と協働を求め、「市民に提案」するものです。 ⇒各施策の「市が取り組むこと」を先に、「市民のみんなができること」を「市民のみんなに提案したいこと」と改めて、2番目に書いてください。	地域共生社会を実現させるためには、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることが重要とされています。このことから、市民の皆さんが主体的にできることを明記するため、「市民のみんなができること」を記載し、並列的に「市が取り組むこと」を次に記載しています。
2.「包括的に受けとめる支援体制」とその「基盤」の明確化	1)「対象者の属性」を問わない相談を受け止め支援すること、「重層的支援体制の整備」が取り上げられていることはとても大切だと思います。しかし「包括的」の意味と範囲は、2018年介護保険改正にともない解説された「地域包括支援センター」の守備範囲より広い課題と施策対象をもっていると思われます。 高齢者福祉課が担当する「地域包括ケア」の構成要素は、住まいの保障を土台に、医療／介護・福祉サービス／生活支援／予防・健康づくり、があげられます。しかし、この「計画（案）」が視野に入れる要素としては、就労／教育／社会参加／防犯防災等も考えられます。これらがどのような構造をなしているのか、なかなか見えてきません。それが、必要な相談や支援にアクセスしにくい原因にもなっているように思います。 ⇒「計画（案）」における「包括的」の意味と範囲を定義してください。またその内容ごとの相談窓口と支援を担当する組織・担当を一覧にして示してください（あきる野版包括ケアシステム）。	本計画は社会福祉法に基づき策定しています。社会福祉法の関連条文の説明において「包括的」とは、対象者の属性を問わず、各分野の制度では解決できない課題を抱える制度の狭間にいる人や世帯も全て対象として相談を受け止めること、また、その支援については、福祉の領域に留まるのではなく、保健医療、労働、教育、住まい、地方創生、まちづくりなど、地域の幅の広い関係者と連携して行うこととされていることから、本計画で改めて定義するものではありません。このための施策及び主な相談窓口について、基本目標2施策（1）「隙間なく包括的に受け止める支援体制の構築」に記載しています。

	3. 町内会・自治会の役割の見直しと、非加入者への対応	1) p 27「町内会・自治会数及び加入世帯」に示されるとおり、町内会・自治会への加入世帯の減少は止まりません。2023 年の加入世帯は全世帯の 40.5%となっています。 町内会・自治会の果たしてきた役割は大きく、今後の取り組みでもこれ無しでは考えられません。しかし、60%に及ぼうとする「非加入世帯」の情報の共有や災害時の避難や安全確認は待ったなしです。 ⇒p 45「地域のみながつながる支援」に、町内会・自治会への非加入世帯に対する取り組みの検討を加えてください。	地域福祉にとって日頃からの近所付き合いは非常に重要であります。このことから、町内会・自治会の加入、非加入に関わらず、基本目標 1 施策（１）「地域のみながつながる支援」において、地域で活動する人や団体への支援と災害時に助け合える地域づくり、施策（２）「つながるしくみづくりの推進」において、地域住民間の交流促進に取り組むこととしています。
	4. 外国籍市民の相談窓口、とりわけ言葉の問題への施策	1) p 43「地域には高齢者、障がい者、外国人、性的マイノリティの人など、多様な住民が生活しています。様々な社会変化の中で、市民の価値観やライフスタイルも多様化し、それぞれに抱える背景や環境も変化し続けています」と重要な指摘がなされています。p 12 に特に示されているように（「外国人人口と総人口に占める割合」）、外国籍市民は増加しており、福祉・医療関係で働く在勤の人たちの果たす役割も大きい。しかし、日本社会の「マイノリティ」としての心配や課題に対応する施策は、示されていません。 ⇒「施策 1」に、外国籍市民・市内在勤者の医療・介護・教育・人権擁護等に母語で応える対応包括的な相談窓口を設ける等を加えてください。	基本目標 1 施策（３）施策の展開①「誰もが暮らしやすい生活環境の形成」に、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づいた環境整備を掲げています。また、施策の展開②「人権や福祉に対する意識の向上」では、違った特徴を持った地域の住民が互いの個性を尊重していくための支援の促進を掲げています。 各相談窓口では、前述したとおり、属性を問わず包括的に相談を受け止めることとします。庁舎内に多言語翻訳機を設置していますので、母語での対応が必要な場合は、翻訳機を活用して相談に応じています。
	5. 介護・医療等の専門家、支え手の問題	1) 介護事業所・医療機関の専門家・働き手が十分な人数が確保され、また生きがい・働きがいをもって勤務できるかは、「計画」の全体の成否に関わる問題です（「人材」という表現は適切ではない）。しかし、p 27「地域福祉を推進する関係者・機関・団体の状況」には、あきる野市の現況を示す資料が欠けています。資料に基づいて、専門家・働き手の確保の方策を立てる必要があります。 ⇒介護・医療等の専門家、支え手の	本計画では、地域福祉を推進する担い手についての状況を示しています。介護・医療の専門家の働き手の確保等につきましても、本計画の一部とみなしている各保健福祉分野の個別計画の施策において展開していきます。

		充足状況などの資料を加えてください。また「計画（案）」の目標達成のために必要な専門家・働き手の確保のための施策を加えてください。	
--	--	--	--